

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令案」及び
「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則案」の概要

法務省大臣官房司法法制部

1 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令案

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）の委任を受け、以下の事項について定めるものである。

(1) 民間紛争解決手続に該当しない裁判外紛争解決手続（令第1条）

法に規定する民間紛争解決手続に該当しない裁判外紛争解決手続を定める。

（注）施行令案第1条第2号の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第66条第2項は、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第141号。以下「改正法」という。）の施行後の規定である（施行期日は、平成18年3月1日）。

なお、改正法施行前の規定では、品確法第62条第2項に相当する。

(2) 認証に当たり審査の対象となる使用人（令第2条）

認証の申請の審査に当たり欠格事由の審査の対象となる使用人（以下「重要な使用人」という。）を定める。

2 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則案

法及び上記施行令案の委任を受け、また法を実施するため、以下の事項について定めるものである。

(1) 認証を申請する者の実質的支配者等及び子会社等（規則第1条及び第2条）

(2) 施行令案が法務省令に委任している重要な使用人の詳細（規則第3条）

(3) 認証の申請、変更の認証の申請、変更の届出、合併等の届出及び解散の届出について、申請・届出の方法並びに申請書・届出書の記載事項、添付書類及び様式等（規則第4～第7条、第10～第12条、第15条及び第16条）

(4) 法務大臣が認証審査参与員の意見を聴く手続（規則第8条）

(5) 認証紛争解決事業者がその事務所において掲示する事項及びその方法（規則第9条）

(6) 認証紛争解決事業者が紛争の当事者に対して説明する事項及びその方法（規則第13条）

(7) 認証紛争解決事業者が作成する手続実施記録の記載事項及びその保存期間（規則第14条）

(8) 認証紛争解決事業者が作成し提出する事業報告書の様式（規則第17条）

(9) 法務大臣が認証紛争解決事業者に対し必要な報告を求める方法（規則第18条）

(10) 認証紛争解決事業者に対して検査をする法務省職員が携帯する身分証明書の様式（規則第19条）

(11) 法務大臣が公表することができる認証紛争解決手続の業務に関する情報（規則第20条）

3 施行期日

いずれも法の施行の日（平成19年4月1日を予定）から施行する。